社会福祉法人沼隈社会福祉協会
役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は，社会福祉法人沼隈社会福祉協会役員及び評議員等に対して支給する報酬、費用弁償の額並びにその支給方法について，必要な事項を定めるものとする。

（役員報酬）

第２条　役員及び評議員等には，その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

２　各年度毎における役員の報酬の総額は、2,160,000 円以内とする。

３　常勤役員，役員及び評議員等に対する報酬は，別表１に定める額とする。

ただし，常勤役員又は役員（理事長又は理事）が就業規則第 30 条に掲げる給与規定の適用を受ける場合は、別表２に掲げる報酬額とし，各月の給与に当該報酬額を加え職員給与規程に準拠して支給する。

（費用弁償）

第３条　役員及び評議員等が職務のため旅行したときは，費用弁償として旅費規程に掲げる額を支給する。

２　前項に定めるもののほか、理事会、評議員会、監査に出席した場合は、１回につき５００円の費用弁償を支給する。

（報酬の支払い方法）

第４条　常勤役員の報酬等は毎月２５日に振込にて支給する。ただし、その日が土日、祝日の場合は銀行の前営業日に支給する。

２　役員及び評議員等の報酬等は必要に応じ、年度内に所得税を控除した額を現金にて支給する。

（準用）

第５条　この規程に定めるもののほか，費用弁償の支給方法については，職員の例による。

（公表）

第６条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（その他）

第７条　この規程の運用上必要な事項については，評議員会の議決を経て，理事長が別に定める。

２　この規程の改廃を必要とするときは，評議員会の議決を経てこれを行う。

附　　則

この規程は、平成１７年１１月１６日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

この規程は、平成２４年３月２８日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

この規程は、平成２８年３月２４日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

この規程は、平成２９年３月２３日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

この規程は、令和３年３月３０日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

この規程は、令和３年１１月１日から施行する。

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第２条関係）

区　　分	号給	報　酬　額
理事長	1	月　額　　50,000 円
	2	月　額　　70,000 円
	3	月　額　　90,000 円

①新たに理事長に選任された者の報酬は、１号給とする。

②再任される度に１号給ずつ昇給し、３号給以降は定額 20,000 円増額する。

区　分	報酬額	区　分	報酬額
理事会	１回につき 5,000 円	監事会	１回につき 5,000 円
評議員会	１回につき 5,000 円	選任･解任委員会	１回につき 5,000 円
第三者委員会	１回につき 5,000 円	各会以外での法人 経営に関する業務	１日につき 5,000 円

別表２（第２条関係）

区　分	報　酬　額
理　事　長	月額　　30,000 円
理　　事	月額　　15,000 円